

公共労速報 No.248

2017年2月17日

公立学校共済組合職員労働組合

TEL 03-3872-6175

シリーズ

2017春闘

「なくすぞ！長時間労働・不払い残業」その1

公共労は2月11日、12日の中央委員会を経て、2017春闘統一要求を決定、昨日、公立共済本部に提出してきました。さあ！いよいよ春闘本格始動です！！

2017春闘の目玉！不払残業一掃～2人に1人は「不払い残業あり」～

今年の春闘は不払い残業一掃に力を入れ、本部や病院との団交でも強く申し入れます。

公共労独自の2017春闘要求アンケートによると、不払い残業時間の月平均は3.1時間、そして2人に1人が不払い残業があると答えており、しかも若い人ほど不払い残業は多い傾向にあります。

また、退勤時間調査では、始業時間前労働に対する残業手当の未請求が特に多くなっています。ひどい例では、残業として申請している時間に上限を設けられていて、たとえ2時間残業しても1時間しか申請してはいけない部署があるとか。これは明らかに労働基準法違反です。

不払い残業は長時間労働につながる～過労自殺事件より考える～

一昨年に過労自殺された電通の新入社員は、実際は月130時間を超える残業をしながら「自己申告」されていた残業は70時間以内。2012年に起きたKKR札幌医療センターでの新卒看護師の過労自殺事件も、月90時間を超える残業がありながら、「申請がない」として残業手当は一切支払われていませんでした。（その後、遺族が裁判を起し支払わせました。）残業時間隠しや申請抑制により、過労死ライン（月80時間、交替制勤務者は60時間）を超す長時間労働が野放しにされ、結果、過労自殺という悲しい結末に至ってしまいました。厚労省もこれらの過労自殺事件を受け、使用者は労働者の労働時間を適正に把握するようにとガイドラインをこの1月に発表しています。



きちんと申請しよう

時間外労働を申請させない、残業代を支払わない。これでは、経営側からすると、働かせ放題で、長時間労働も是正されません。

長時間労働を是正し、健康で働き続けられる魅力ある職場をつくるためにも、きちんと残業代を申請し、申請した残業代が支払われているかを毎月給料明細でチェックし、不払いがあれば、経営側に理由の説明を求め、全額支払うよう求めましょう。組合も一緒に聞きにいきますので、何かあればご相談ください(^_^)